

農耕作業用トレーラをけん引する
農耕トラクタの

公道走行 ガイドブック

けん引式農作業機をけん引する農耕トラクタが 公道走行できるようになりました

この程、国土交通省がけん引式農作業機を、
道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車に位置付け、
「農耕作業用トレーラ」として公道走行が可能になりました



農耕作業用トレーラとして公道走行する場合には、
保安基準や構造要件などの一定の条件を満たす必要があります
農機販売店の皆様にお知らせするためのものです



本ガイドブックは、どうすれば一定の条件を満たし公道走行ができるのかについて、
農機販売店の皆様にお知らせするためのものです

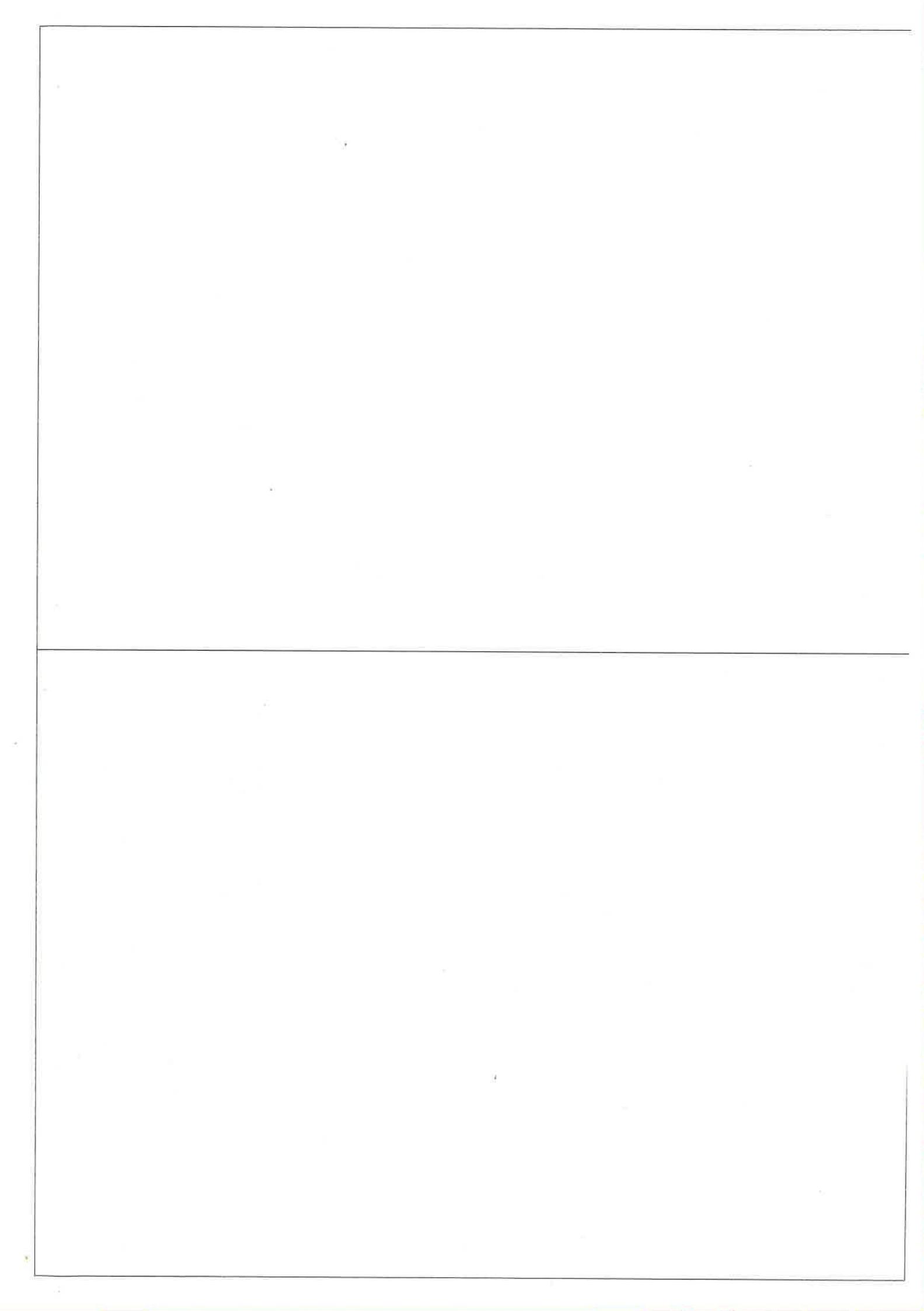
お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会
TEL 03-3433-0415
日農工ホームページ: <http://www.jfmma.or.jp>
[日農工] [技術]

目 次

- ① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか? 1
- ② どのような作業機でも、けん引して道路走行してもかまわない? 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない? 2
- ④ まとめ 8

一般社団法人 日本農業機械工業会
[令和2年3月(Ver. 1.0)]



どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか？



けん引式農作業機をけん引していない状態で、道路運送車両の技術基準（保安基準）の適合性を確保できる農耕トラクタ（小型特殊自動車及び大型特殊自動車）しか道路走行できません。
けん引式農作業機をけん引していない状態で道路走行できる農耕トラクタが何かを確認してください。大抵の場合、農耕トラクタ製造メーカー発行の取扱説明書に記載されています。

どのような作業機でも、けん引して道路走行してもかまわない？

今回の改正により、各種農作業を行なうもののや農業機械等の運搬を行うけん引式農作業機は、保安基準や構造要件等の一定の条件下で、道路運送車両法上、大型・小型特殊自動車用トーラーとして新たに位置付けられ、道路走行が可能になります。この農耕作業用トーラーのけん引車は農耕トラクタになります。農耕作業用トーラーは農耕トラクタとは別の車両として扱われます。また、積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られています。

直装タイプの作業機

- ◎ 直装タイプの作業機は、既に運用が見直されています

（後方装着）

- ・ローダー・ハロー・プロードキャスター・トレーラ・マニュアルレッダ
- ・バキュームカー・他
- ・畔整り機・ライムソワー・ブームスプレーヤー
- ・他



（前方装着）

- ・フロントローダー・他



どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない?

次の(1)～(11)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合は、道路を走行できます。

(1)許可／検査登録に関して

農耕作業用トレーラーは、被けん引自動車であることから、けん引車である農耕トラクタの最高速度により車種区分が決まり、下表のとおり申請や検査登録が必要となります。

けん引車の種別	農耕作業用トレーラーの種別と手続き
けん引車の種別	農耕作業用トレーラーの種別と手続き
小型特殊自動車	<p>[小型特殊自動車]</p> <p>「一般的な大きさのもの」¹⁾</p> <p>・使用者(農業従事者)が農耕作業用トレーラーに一定の条件を満たす対応を図ることで、個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特種車両通行許可を受ける必要があります。</p> <p>〔幅が2.5mを超えるもの〕</p> <p>・道路管理者(地方運輸局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特種車両通行許可を受ける必要があります。</p> <p>〔高さ12m又は高さ3.8mを超えるもの〕</p> <p>・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特種車両通行許可を受ける必要があります。</p> <p>※1 一般的な大きさとは、全幅2.5m、全高2m、全高3.8mを超えない大きさ。</p>
大型特殊自動車(上記以外のもの)	<p>[大型特殊自動車]</p> <p>「一般的な大きさのもの」²⁾</p> <p>・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。</p> <p>〔高さ12m又は高さ3.8mを超えるもの、その他オーバーハンプ等の基準を超えるもの〕</p> <p>・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特種車両通行許可を受ける必要があります。</p> <p>・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。</p> <p>※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラーの連結全長が12mを超える場合、運輸支局等(地方運輸局、地方管轄部)から、特種車両通行許可を受ける必要があります。</p>

*いずれの場合も農耕作業用トレーラー、農耕トラクタの使用者が、保安基準適合性を確保する必要があります。

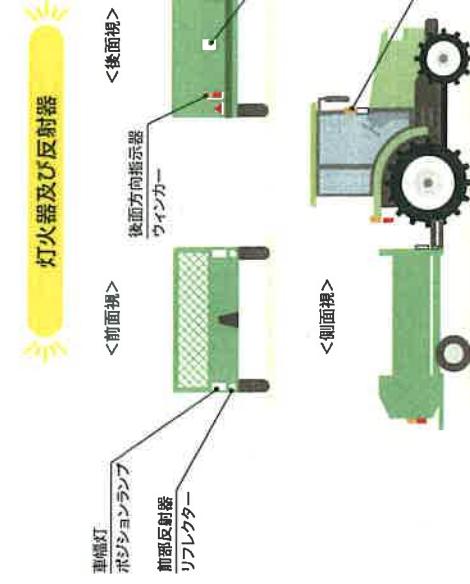
*農耕トラクタと農耕作業用トレーラーの連結全長が12mを超える場合、道路管理者(地方運輸局、地方自治体等)から、特種車両通行許可を受ける必要があります。

後面方向指示器(ワインカー)	
保安基準未満	規 定
備 安 基 準 専 の 基 準 鋼	
備え付け	被けん引自動車の前面中心線上、後方30mの範囲から指示器が見通せる位置に、少なくとも左右各1ヶ所備えること。 (けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態における長さが6m未満となる被けん引自動車を除く。)
性 能 地	昼間において、点灯指示方向0mmから、点灯を調節できること。 〔光源が15W以上60W以下の間の大きさが最も60W以上の自動車の場合は100W以上120Wの光源の場合は20W以上25Wの光源と規定品(EMマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を行ければ、光源が消滅し、又はレンズ面を著しく汚損しているものでないこと。〕
性 能 灯 光 の 色	灯火の色は緑色であること。
方 向 指 示 器 付 点滅回数	点滅回数は60～120回／分で、一定時間であること。
方 向 指 示 器 付 対称性	万円表示器は、両側中心面に対して対称的位置に取付のこと。(両者の形状が左右対称でない旨を説明する。)
方 向 指 示 器 付 対称性	表示器の裏面は正規の裏面であること。 〔表示器の裏面の裏面は正規が1,300mm以上の自動車は600mm以上、正規が1,300mm未満の自動車は400mm以上であること。〕
方 向 指 示 器 付 対称性	表示器の外側は〔脚元〕の足外側から400mm以内であること。
方 向 指 示 器 付 対称性	相手側の上端の高さは地上2,300mm以下であること。
方 向 指 示 器 付 対称性	相手側の下端の高さは地上350mm以上であること。
方 向 指 示 器 付 対称性	灯火の裏面及びレンズ対称面に縫み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。

(2) 灯火器及び反射器の取付位置に関する規定

制動灯(ブレーキランプ)

保安基準項目		項 目	保 安 基 準
性 能	備 え 付 け	抜けん引自動車の前面には、制動灯を備えること。	
制動灯取付位置等	性 能	尾灯にその端から100mmの距離からば灯を設置できること。 (光が15W以上60W以下で照明白度20cd以上又は極度大型反射品(Eマーク適合品)若しくはこれ等に対する生産者は、基準に適合する。)又は反射鏡が設置し、又はレンズ面が薄く削いてあるものでないこと。	
3.0t未満	灯 光 の 色	赤色であること。	
4.0t未満	取 付 領 域	照明白領の上端の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明白領の下端の高さは、端上250mm以上であること。 (セミトレーラーであってその自重が車両総重量2,500kg以上となるよう取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる底辺の高さ)	
4.0t未満	取 付 領 域	照明白領は自動車の外側から400mm以内であること。 車両中心線上に対して左右対称に設けられていること。 (ただし、前面形状が非対称の自動車は除く。)	
4.0t未満	取 付 領 域	車両の裏面板及びレンズ取付部に離さ、がたがない等性能を損なわないよう取り付けられてい る。	
4.0t未満	構 造	けん引自動車又は当該被けん引自動車の主制動装置操作のみ、点灯のこと。 尾灯と専用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。	



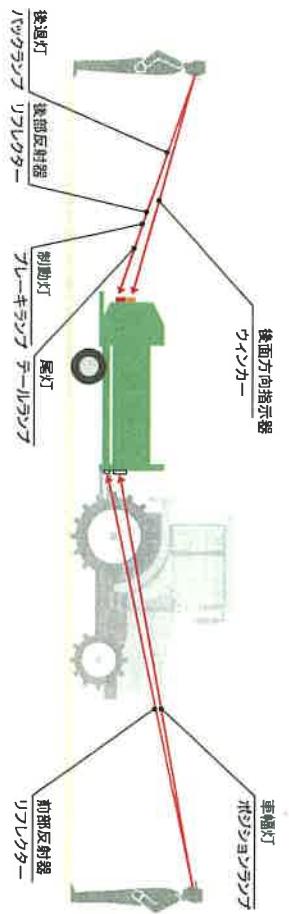
*農耕トラクタと農耕作業用トレーラーの連結状態で農耕トラクタの側面から方向指示器の灯が確認できる必要があります。
※農耕トラクタと農耕作業用トレーラーの連結状態が6m未満の場合、農耕作業用トレーラーの側面方向指示器は不要です。

後退灯(バックランプ)

保安基準項目		項 目	保 安 基 準
4.0t未満	備 え 付 け	抜けん引自動車には、後退灯を備えること。	
4.0t未満	性 能	尾灯にその端から100mmの距離からば灯を設置できるものであり、かつ、照射光が照けぬのを確保せねばならないの であること。(光度が15W以上75W以下で照明白度20cd以上又は極度大型反射品(Eマーク適合品)若しくはこれ等に対する生産者は、基準に適合する。)又は反射鏡が設置し、又はレンズ面が薄く削いてあるものでないこと。	
4.0t未満	灯 光 の 数	白色であること。	
4.0t未満	取 付 領 域	1個又は2個であること。 尾灯部の上端の高さは端上2,200mm以下(自動車の構造上、2,200mm以下に取り付けることができる)こと。 尾灯部の下端の高さは端上250mm以上であること。	
4.0t未満	構 造	対を2ヶ後退灯は、車両中心面に対して物体の位置に見り付けていること。 (即対性の原理の自動車は、可能限りこれを見付けていたこと。) 灯器の取付部及びレンズ取付部に離さ、がたがない等性能を損なわないよう取り付けられてい ること。	

- ②特定小型特殊自動車※の農耕トラクタのみに限り引する場合、一部灯火器具類を省略できます。
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕作業用小型特殊自動車(以下「特定小型特殊自
動車」といふ。)
- 特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高1.7m以下、金幅2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)のみに
より引されるものは、尾灯・制動灯及び後退灯及び方向指示器は取付義務がないので構成する必要はありません。
なお、その場合でも、前部反射器、後部反射器及び方向指示器は取付義務があるため構成する必要があります。

灯火火器類の視認性確認



尾灯(テールランプ)

保安装置必須	項目	保安装置等の基準
民 用 打 印 付 属 機 器	取付条件	<p>備え付け 黄けん引自動車の後面両側に備えること。</p> <p>夜间はその前方300mの距離から点灯を確認できること。 (光度が50lm以上100lm以下で照明白屈の大きさが15cm以上又は映像型式指定品(5マーク適合品)若しくはこれに基づく生産者又は販賣者は、基準に適合する。)</p> <p>灯殻が引抜し、又はレンズ前が外し易いものでないこと。</p> <p>赤色であること。</p> <p>尾灯の上端の高さは、地上2100mm以下であること。</p> <p>尾明器の下端の高さは、地上350mm以上であること。 (セミトレーラーであって、その自動車の構造上500mm以上となるようになり付けることができないものについては、取り付けることができる範囲の高さ)</p> <p>尾明器の外側は、最外側から100mm以内であること。</p> <p>車両前面に對して左右対称の位置に取り付けられていること。 (前面形状が対称車の自動車を除く。)</p> <p>灯殻の取付部及びレンズ・翼付部に縫み、かびがない等性状を損なわないよう取り付けられていないこと。</p>

■各種灯火火器類の視認性確認位置

車幅灯(ボジションランプ) (ポジションランプ)	被闇に前方2300mから確認できること	被闇に前方100mから確認できること
前照反射器(リフレクター)	被闇に前方150mから確認できること	被闇に前方100mから確認できること
尾灯(テールランプ)	被闇に前方300mから確認できること	被闇に前方100mから確認できること
後部反射器(リフレクター)	被闇に前方50mから確認できること	

■道路運送法車両の保安基準により、各種灯火火器類の取付け位置は以下のようになります。

灯火種類	取付け位置	色・光度の大体さ	灯火種類の面積等
車幅灯(ボジションランプ) (ポジションランプ)※1	最外側から5cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上210cm以下	白色・5~30W	15cm以上
前照反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上15cm以下	白色	100cm以上
尾灯(テールランプ)※1	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上210cm以下	赤色・5~30W	15cm以上
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上25cm以上150cm以下	赤色	一边15~20cmの正立正三角形
前照灯(フレーキランプ)※1	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上35cm以上210cm以下	赤色・15~60W	20cm以上
後面方向指示器(ワインカー)	最外側から40cm以内(※2)、 高さは地上35cm以上120cm以下	緑色・15~60W	40cm以上
後退灯(バックランプ)※1	高さは可能な限り地上25cm以上 120cm以下	白色・15~75W	20cm以上

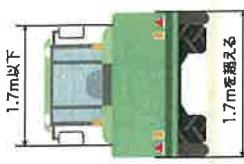
*1 持定小型特殊自動車(全長1.7m以下、全高2.0m以下、かつ最高高さ50mm以下)の車両トラクタ)のみに取り込まれるものは、
*2 車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯について、現行規格が認めねばならない場合。

*2 構造上取付けられない場合は、可能な限り最外側に取付けてください。

(9) 灯火器類の保安基準適合要領

(3) 特定小型特殊自動車の後写鏡に関する

車両灯(ボジションランプ)		保安基準適合要領	
保安基準番号	引 用 11	保 安 基 準 等 の 基 準 値	保 安 基 準 等 の 基 準 値
性 能	備え付け	抜けん引自動車の後面には車両灯を備えること。 (荷物が5t以上で照り反射面の大きさが15cm以上又は貨物型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有する場合は、必ず備え付けること。 灯體が拆卸し、又は前面が著しく汚損しているものでないこと。	抜けん引自動車の後面には車両灯を備えること。 (荷物が5t以上で照り反射面の大きさが15cm以上又は貨物型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有する場合は、必ず備え付けること。 灯體が拆卸し、又は前面が著しく汚損しているものでないこと。
灯 火 の 取 付 位 置 等	2種又は4個であること。	白色であること。 白色であり、方向指示器との兼合式、組合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものは組合式であることを表示すること。	白色であること。 白色であり、方向指示器との兼合式、組合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものは組合式であることを表示すること。
車 両 幅 付 灯 位 置 等	取付位置	黒色の上端の高さは、地上2,100mm以下であること。 照り反射面の下端の高さは、地上250mm以上であること。	黒色の上端の高さは、地上2,100mm以下であること。 照り反射面の下端の高さは、地上250mm以上であること。
取付条件	抜けん引自動車にあっては、黒色部の外側は、車外側から150mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が対称の自動車を除く。)	車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が対称の自動車を除く。)	車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が対称の自動車を除く。)
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に蓋み、がたがない等性を有するように取り付けられていること。	灯器の取付部及びレンズ取付部に蓋み、がたがない等性を有するように取り付けられていること。	灯器の取付部及びレンズ取付部に蓋み、がたがない等性を有するように取り付けられていること。
備 考	逆 光 は 尾 灯 と 同 時 に 点 け 及 び 消 え る よ う に す れ ば な ら な い 。	逆 光 は 尾 灯 と 同 時 に 点 け 及 び 消 え る よ う に す れ ば な ら な い 。	逆 光 は 尾 灯 と 同 時 に 点 け 及 び 消 え る よ う に す れ ば な ら な い 。



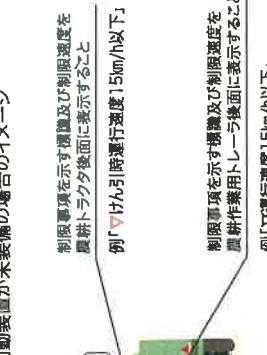
特定小型特殊自動車(全長4.7m以下、全幅2.0m以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下の農耕トラクタ)が全幅1.7mを超える農耕作業用トレーラをけん引する場合、農耕トラクタの左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。(運転者席において、農耕作業用トレーラの外側線上50mまでの間にある車両の交通状況や農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの方外側鏡付近の交通状況を確認できること)

(4) 連結時の安定性に関する

- ・農耕トラクタと農耕作業用トレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安全傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の2.2倍以上又は割合により重きが上がるもの)である必要があります(ただし、最高速度が15km/h以下の農耕トラクタは除く)
- ・運行速度を15km/h以下とすること
- ・農耕作業用トレーラの後面には、運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時の運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(△)を農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの後面に表示すること

(5) 制動装置及び連結時の制動性能に関する

- ・農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した際に、標準に適合した制動装置を備える必要があります(ただし、この基準を満たさない場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を行なうことを表示すること)
- ・農耕トラクタの後面には、運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・農耕トラクタの運転者席及び後面に、けん引時の運行速度が15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(△)を農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの後面に表示すること



制限事項を示す標識及び制限速度を
農耕トラクタ後面に表示すること
例「△けん引時運行速度15km/h以下」

制限事項を示す標識及び制限速度を
農耕作業用トレーラ後面に表示すること
例「△運行速度15km/h以下」

前部反射器(リフレクター)		保安基準適合要領	
保安基準番号	引 用 11	保 安 基 準 等 の 基 準 値	保 安 基 準 等 の 基 準 値
性 能	備え付け	抜けん引自動車の前面には、前部反射器を備えること。 反射面は、三角形以外の形状であること。	抜けん引自動車の前面には、前部反射器を備えること。 反射面は、三角形以外の形状であること。
取付位置等	反射光の色	反射面の前方150mの距離から進行用前照灯で照らしたとき、その反射光が反射位置から離れる(反射部の大きさが10cm以上又は他種型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、延伸部に適合する)。 反射器が損傷し、又は反対面を覆ぐ汚損しているものでないこと。	反射面の前方150mの距離から進行用前照灯で照らしたとき、その反射光が反射位置から離れる(反射部の大きさが10cm以上又は他種型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、延伸部に適合する)。 反射器が損傷し、又は反対面を覆ぐ汚損しているものでないこと。
取付条件	反射光の色	白色であること。	白色であること。
備 考	反射面の上端の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射面の下端の高さは、地上250mm以上であること。	反射面の上端の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射面の下端の高さは、地上250mm以上であること。	反射面の上端の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射面の下端の高さは、地上250mm以上であること。
取付要件	反射面の裏面及びレンズ取付部に膜、がたがない等性を有しないよう取り付けられていること。	反射面の裏面及びレンズ取付部に膜、がたがない等性を有しないよう取り付けられていること。	反射面の裏面及びレンズ取付部に膜、がたがない等性を有しないよう取り付けられていること。

(6) 農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを超える場合、若しくは農耕作業用トレーラ運転時全長が12mを超える場合に関する

①農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があるほか、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。

- ・農耕作業用トレーラの前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- ・農耕作業用トレーラの運転者席に、農耕作業用トレーラの全幅を表示すること
- ・農耕トракタの運転者席に、農耕作業用トレーラの全幅を表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トракタの後方に表示すること
- ※農耕作業用トレーラの全幅が2.5m以下である場合、安全性(操作難易度)向上を目的として、外側表示板を備えることができます。

■農耕作業用トレーラの全幅が2.5mを超えている場合のイメージ



制限範囲を示す機械及び農耕作業用トレーラの全幅を農耕作業用トレーラの後方に表示すること
例「マ全幅2.55m」

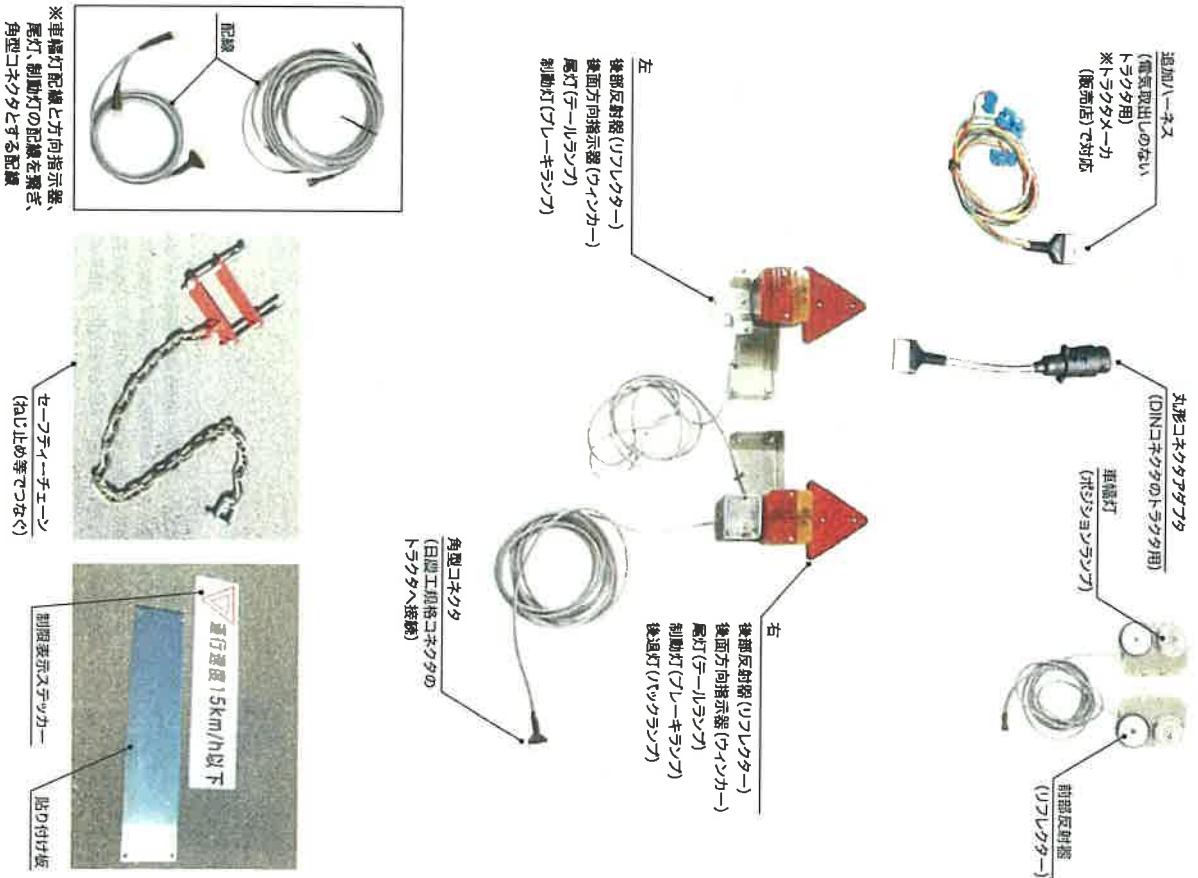
- ②農耕トракタと農耕作業用トレーラの連結全長が2.7mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を得る必要があります。なお、個別の寸法が12mを超える場合には地方運輸局にご相談ください。

(7) けん引車(農耕トракタ)の基準緩和に関して

①前記3-(4)安定性、3-(5)制動装置、3-(6)全幅の緩和を受ける農耕作業用トレーラをけん引する農耕トракタにあつては、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。

- ・農耕作業用トレーラけん引時の運行速度は15km/h以下とすること(安定性、制動装置の緩和を受けるもの)
- ・農耕トракタの運転者席に、農耕作業用トレーラの全幅を表示すること(全幅の緩和を受けるもの)
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トракタの後方に表示すること(共通)
- ②車両総重量が7tを超える農耕トракタにあっては、農耕作業用トレーラをけん引する場合にはABSを備える必要があります。ただし、未装備の場合には、以下の制限事項を遵守することにより道路を走行できます。
- ・農耕作業用トレーラけん引時の運行速度は15km/h以下とすること
- ・農耕トракタの運転者席及び後方に、けん引時運行速度は15km/h以下であることを表示すること
- ・保安上の制限を受けた自動車の標識(▽)を農耕トракタの後方に表示すること

(8)既販売の農耕作業用トレーラの対応キットイメージ



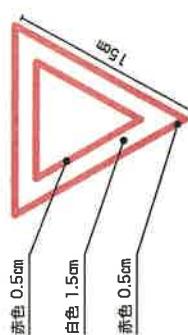
(5) 制限標識

前記3-(4)、3-(5)、3-(6)及び3-(7)の欄と項目に該当し制限を受けける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式
(制限を受けた自動車の標識)

※形状は倒立三角形とすること
※寸法、色を反映させること



(8) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)について

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置(ドローバー等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。
セーフティーチェーン等を備え、けん引時にはセーフティーチェーン等をねじ止め等で道路を走行してください。



セーフティーチェーン
(ねじ止め等でつなぐ)

(6) 全幅、制動装置及び最大安定傾斜角度の緩和を受ける場合

全幅や制限速度の表示



農耕作業用トレーラ後面



運行速度15km/h以下
(農耕作業用トレーラ後面)



けん引時運行速度15km/h以下
(農耕トラクタ後面)

※寸法は全幅表示と同じ

・全幅や制限速度を農耕トラクタ運転席に表示する場合
・全幅と制限速度の両方の緩和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」の順に表示すること
・表示ベースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(△)はひとつでも可

(7) 反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから推奨品や取付け要領等が準備される見通しです。

反射器



白色(前面)

灯火器



後退灯(ハッフルランプ)



車幅灯(ポジションランプ)

機体を見てゼブラから上図のように
外側ににぶるよう備えること

(9) かじ取り車輪の分担荷重について

農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかじ取り車輪にかかる荷重が農耕トラクタ車両総重量の20%未満では道路走行できません。
フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。

(10) けん引免許について

全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m)及び最高速度15km/hのいずれかを超える農耕トラクタで、車両総重量750kgを超える農耕用トレーラーをけん引する運転者は、大型特殊免許(農耕用に限る)を含む)の地にけん引免許(「農耕用に限る」を含む)を取得している必要があります。

(11) その他

農耕作業用トレーラは、農耕作業や運搬作業を行ったための特殊自動車として位置付けられています。そのため、けん引車は農耕トラクタに限らず、積載物品は農業機械、農業資材、農産物等の農耕作業に必要なものに限られています。また、前記(6)及び(10)にあるように、道路交通法や道路法等を遵守してください。

(1) 運転免許

農耕トラックで農耕作業用トレーラをけん引し道路を行くためには、以下の運転免許を取得している必要があります。
※農耕作業用トレーラけん引時の運転免許は、けん引する農耕トラクタの大きさや運転により判断されます。

車種	運転免許
・農耕トラクタの引け出全長が7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下の場合 キヤノン式全長(リームの高さ)8m以下、かつ最高速度15km/h以下の場合	・大型特殊免許(農耕用のもの) ・大型特殊免許(農耕用のもの) ・大型特殊免許(農耕用のもの)

(3) 基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器具類の装備・取付位置、安定性、制動装置及び橋で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

基準緩和項目	制限事項	制限事項①	制限事項②
灯火器具類の装備(対象の灯火器具類: 車輪灯(ボジションランプ、ナンバー灯、尾灯(ペールランプ)、制御灯(フレーキランプ)、後面方向指示器(ウインカー)、後部反射器(リフレクター)、制御灯(ペールランプ)、後面方向指示器(ウインカー))	農耕トラクタと農耕作業用トレーラの全長12m、全幅2.5m、全高3.8mのいずれかを超える場合	・進行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理者を遵守すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る。相載物品は農耕作物に必要なものに限る	・進行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理者を遵守すること ・けん引自動車は農耕トラクタに限る。相載物品は農耕作物に必要なものに限る
農耕機の装備(対象の灯火器具類: 車輪灯(ボジションランプ、ナンバー灯、尾灯(ペールランプ)、後部反射器(リフレクター)、制御灯(ペールランプ)、後面方向指示器(ウインカー))	農耕トラクタと農耕作業用トレーラの全長12m、全幅2.5m、全高3.8mのいずれかを超える場合	・制限事項①に対応すること ・運転免許の全幅が2.5mを上回る場合は、 ・運転免許の前面及び背面の両側の可能な限り縦外側が未装備の場合は、 ・農耕作業用トレーラの全幅を縦外側に、トレーラの前面に表示すること ・全幅が1.7m未満とする場合は、 ・農耕作業用トレーラの全幅を縦外側に、トレーラの左右両側に後写鏡(バッフルミラー)を備えること	・制限事項①に対応すること ・運転免許の全幅が2.5mを超過する場合は、 ・運転免許の前面及び背面の両側の可能な限り縦外側が未装備の場合は、 ・農耕作業用トレーラの全幅を縦外側に、トレーラの前面に表示すること ・全幅が1.7m未満とする場合は、 ・農耕作業用トレーラの全幅を縦外側に、トレーラの左右両側に後写鏡(バッフルミラー)を備えること
安定性	農耕トラクタと農耕作業用トレーラ(空車状態)を連結した際に、最大安定傾斜角度(30度以上又は35度以上)(車両重量1t超)より車両重量(車両重量が1t超である場合)の場合は、 ・制限事項①に対応すること	・制限事項①に対応すること ・最大安定傾斜角度(30度以上又は35度以上)(車両重量1t超)より車両重量(車両重量が1t超である場合)の場合は、 ・制限事項①に対応すること	・制限事項①に対応すること ・最大安定傾斜角度(30度以上又は35度以上)(車両重量1t超)より車両重量(車両重量が1t超である場合)の場合は、 ・制限事項①に対応すること
制動装置	農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した際に、基礎に適合する制動装置を装備している場合	・制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・運転免許を受けた自動車の運転(○)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを農耕作業用トレーラ後面に表示すること ・運転免許を受けた自動車の運転(○)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを表示すること	・制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・運転免許を受けた自動車の運転(○)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを農耕トラクタ後面に表示すること ・運転免許を受けた自動車の運転(○)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを表示すること
制動装置(ABS)	農耕作業用トレーラをけん引する際に、車両総重量が7tを超える農耕トラクタにABSを備えていない場合	・制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・運転免許を受けた自動車の運転(○)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを表示すること	・制限事項①に対応すること ・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・運転免許を受けた自動車の運転(○)とけん引時運行速度15km/h以下で走行することを表示すること

(4) その他

留意事項	走行条件
・分離時(連結器等)にはないが特に留意すべきこと ・運転免許の保持つてできるセーフティーチェーン等を備える ・けい引車両の荷物がある荷物 ・運転免許の運び出しに特に留意すべきこと	・不適な連結装置(ドローバー等)が分離したときにも、でも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結が保つことができるセーフティーチェーン等を備える ・農耕トラクタのかい取り車輪にかかる荷物が車両重量(標準重量)の20%以上 ・農耕トラクタのかい取り車輪にかかる荷物が車両重量(標準重量)の20%未満
	・セーフティーチェーン等をねじ止め等でないで連結して走行できる ・農耕作業用トレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかい取り車輪にかかる荷物が車両重量(標準重量)の20%以上あれば走行できる ・農耕作業用トレーラを連結した状態で、農耕トラクタのかい取り車輪にかかる荷物が車両重量(標準重量)の20%未満

(2) 保安基準の適合性の確認

自動車の種別によって申請／検査登録の要否が異なります。

自動車の種別	小型特種自動車	大型特種自動車
保安審査への適合性確認	使用者(農耕使用者)に点検・整備を行い、自動車を保安管理者に提出するよう義務づけることが義務付けられている。検査、登録、登録更新手続は、自動車検査証を得る権利がある。	使用者(農耕使用者)に点検・整備を行い、自動車を保安管理者に提出するよう義務づけることが義務付けられている。検査、登録、登録更新手続は、自動車検査証を得る権利がある。